

仲村一議員に対する議員辞職勧告決議

令和元年12月8日、仲村一議員が、酒気帯び運転の道路交通法違反により現行犯逮捕された。

本町はもとより沖縄県をはじめ全国的に飲酒運転根絶の機運が高まっている中、現職議会議員が酒気帯び運転で逮捕されることは、断じて看過できない。

町民の厳粛なる負託を受け、自らの行動を厳しく律し、率先して規範を示さなければならない立場にある議会議員が、このような事態を引き起こしたことは由々しき事態である。

町民からも「飲酒運転は言語道断、議員としてあるまじき行為である。即刻辞めていただきたい。」との厳しい指摘が寄せられている。町民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理の向上に努めなければならない立場にある者が、このような事態を引き起こしながら、このまま議員職にとどまることは、町民の理解を得られるものではない。

現職議会議員が酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕されたという事実は、起訴・不起訴の如何によって何ら変わることはなく、このような事実からしてもその責任は極めて重く、これを免れることはできない。

よって、仲村一議員が今回の行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人としての自らの責任を痛感し、速やかに議会議員を辞職することを求める。

以上、決議する。

令和元年12月27日
沖縄県嘉手納町議会